

会 議 記 録 (要 旨)

会 議 名	杉並区青少年問題協議会		
年 度	令和元年度	開 催 回	第 1 回
日 時	令和元年 8 月 29 日 (木) 午前 10 時 00 分～午後 12 時 00 分		
場 所	杉並区役所中棟 5 階 第 3・4 委員会室		
出 席 者	委員名	阿部委員、川名委員、神田委員、市村委員、三浦委員、本郷委員、朝枝委員、大竹委員 (会長)、田谷委員 (副会長)、奥津委員、平野委員、工藤委員、萩原委員、吉田委員、坂井委員、山田委員	
	事務局	子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長、学童クラブ整備担当課長、教育委員会事務局庶務課長、済美教育センター所長、済美教育センター統括指導主事、教育相談担当課長	
傍 聴 者	0 名		
配 付 資 料	資料 1	杉並区青少年問題協議会条例・要綱	
	資料 2	杉並区青少年問題協議会委員名簿・幹事名簿	
	資料 3	子ども・青少年の健全育成支援に関する施策・事業等について	
	資料 4	杉並区総合計画 (抜粋)・杉並区実行計画 (抜粋)・杉並区区立施設再編整備計画 (抜粋)	
	資料 5	平成 30 年度 次世代育成基金活用事業実施報告書	
	資料 5-1	いずみんなクラブニュース	
	資料 5-2	子ども・子育てプラザリーフレット	
	資料 6	杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について	
	資料 6-1	杉並区いじめ防止対推進基本方針	
	資料 6-2	＜参考資料＞杉並区いじめ防止対策推進基本方針の全体図	
	資料 6-3	いじめ対応マニュアル	
	資料 7	区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等について	
	資料 8	次回以降の杉並区青少年問題協議会の運営等について (案)	
	参考	杉並区保護司会チラシ	
	参考	子ども食堂リーフレット	
	別冊	杉並区保健福祉計画	
	別冊	杉並区の教育	
会 議 次 第	1	開会 (区長挨拶)	
	2	委員自己紹介	
	3	会長の選出・副会長の指名	
	4	議題	
		(1) 杉並区における青少年関連施策等について	
		(2) 杉並区におけるいじめ防止対策等の取組について	
		(3) 今後の協議会の流れとテーマ設定について	
	5	その他	
	6	閉会	
会議内容 (要旨)			
	1	開会 ○区長が挨拶の後、代表一名に委嘱状を交付した。	
	2	委員自己紹介 ○各委員が自己紹介を行った。	

	<p>3 会長の選出・副会長の指名 (会長の選出) ○大竹委員を推薦する発言があり、全委員が承認した。 (副会長の指名) ○会長より田谷委員を指名した。</p> <p>4 議題</p>
	<p>(1) 杉並区における青少年関連施策等について</p>
児童青少年課長	<p>(資料説明) ○資料3、資料4、資料5、資料5-1、資料5-2を説明した。</p>
委員	<p>(質疑・意見等) 居場所の定義は何か。また、目指すべき居場所のイメージはどのようなものか。</p>
児童青少年課長	<p>居場所づくりには二面あり、0歳から18歳までを対象とする児童館や主に乳幼児親子が集う子ども・子育てプラザのような「子ども達が集う場所」というハード面での居場所づくりのほか、「つながり」といったソフト面での居場所づくりがあると考えている。</p>
委員	<p>子どもの居場所について、小学校で行っている放課後子ども教室と放課後等居場所事業は、どのような関係にあるのか、それぞれ別に行っているのか。また、子ども・子育てプラザの整備の考え方を知りたい。</p>
子どもの居場所づくり担当課長	<p>現在、杉並区では、保育需要の高まりに連動し、学童クラブ需要や乳幼児親子の利用の需要が高まっており、児童館施設の中で0歳から18歳までの全ての子どもを受け入れるのは困難な状況にある。そういった状況を踏まえ、区立施設再編整備計画に基づき、乳幼児親子を対象とした子ども・子育てプラザ、児童館における小学生の一般利用の機能を継承し充実を図っていく放課後等居場所事業というように、各年代に分けて必要な居場所を整備していく取組を進めている。子ども・子育てプラザについては現在3所あり、令和元年9月に新たに1所を開設、放課後等居場所事業については新たに令和3年度までに10校で実施するように進めており、これらの取組によって子ども達の居場所をしっかりと確保していく。</p>
児童青少年課長	<p>児童館内の小学生の居場所を、小学校の中で行う放課後等居場所事業に移していく中で、放課後子ども教室を行っている小学校で放課後等居場所事業を行う場合には、相互の協力体制を築きながらやっていくものである。</p>
委員	<p>放課後子ども教室と放課後等居場所事業の両方で引き続きやっていくということか。放課後子ども教室は、立ち上げ当初はPTA等のボランティアがたくさんいて協力的だったが、徐々に少なくなってきている状況である。</p>
子ども家庭部長	<p>放課後子ども教室は、従前からいくつかの学校で行っているが、地域の支援団体や保護者の協力で実施しているものであり、継続して多くの日数で実施するのは難しく、平均すると月に2、3回程度の実施となっている。放課後等居場所事業は、これまで放課後子ども教室に関わってきた方々と連携しながら、共に子ども達の充実した居場所としていくという考えで進めているものである。</p>
委員	<p>放課後等居場所事業は全ての小学校において実施されるものなのか。</p>

子どもの居場所づくり担当課長	現在4校での実施であるが、今計画期間には累計12校で実施することとしている。その後も段階的に増やしていく計画である。
子ども家庭部長	将来的には全ての小学校で展開したいと考えている。ただ、児童館がこれまで担ってきた機能を分散化する動きと連動して放課後等居場所事業の実施校を拡大していくため、一定の時間がかかることはご理解いただきたい。
委員	今、小学生の居場所の話があったが、中・高校生の居場所について何か発言はないか。
委員	公共施設での中・高校生の居場所としては、ゆう杉並がある。利用者層に偏りがあるとのことであったが、実際に「場所が分からない」「ゆう杉並は遠い」ということを聞く。ゆう杉並の施設は充実していると聞いているので、区内にこういった施設がいくつもでき、公共施設でコミュニケーションを取れるのが健全育成環境として望ましい。行く場所がなく、友達の家などにこもってしまうと大人の目が届かない。大人の目が届くところで健全な育成ができる場所が確保できると大変ありがたい。
委員	自身の子どもが、児童館の中・高校生ルームを利用するのを楽しみにしていたが、ちょうど児童館から子ども・子育てプラザに転換するタイミングで、中・高校生ルームを利用できなくなってしまった。今後の新たな居場所づくりに期待したい。
委員	教育委員会事務局の方には、授業や学校行事はよく来ていただいて子どもたちの姿を見ていただいているが、ぜひ委員の方々にも昼休みに来て子どもたちの様子を見ていただきたい。子ども達は本当によく校庭で遊んでいる。そういう姿をみると、そうやって身体を動かして遊べる場所が確保できればいいと思う一方で、そのような場所を確保してあげないと中・高校生が遊べない、というのも困る。現在、18時30分になると学校の電話が取れなくなる。子ども達に万が一何かあっても連絡を受けられるためには、18時には部活動を終了して帰宅させる必要がある。子ども達は一生懸命部活動を頑張っている。自分達で部活動以外の場所で活動したり学んだりしている子がほとんどだと思うので、それでもどうしても時間を持て余してしまうという時に集える場所があると子ども達は利用しやすいのでは、と考える。
委員	豊多摩高校は、文武両道をモットーとしており、昼休みは委員会活動、放課後は文化部・運動部が盛んに活動している。定時は17時だが、延長届を出せば18時30分まで活動ができ、その後、勉強したい生徒は19時30分まで自習コーナーで学習できる。このように、豊多摩高校の生徒は学校が既に居場所となっていると考える。生徒が学校の外でどういう時間を過ごしているのか不安な時もあるので、学校内で円滑に高校生活を過ごしていると学校としても安心である。ゆう杉並には、豊多摩高校の軽音楽部の生徒が練習スペースを借りるために通っており、大変お世話になっている。豊多摩高校の生徒の話でいうと、学校の19時30分の自習コーナー終了後も勉強できるような自習スペースがほしいと話す生徒もいる。
委員	昨今は、インターネットやSNSなどが色々と問題になっている。インターネットで世界中の人とつながることができる、と言いつつ、部屋に一人でひきこもっているケースがある、といった矛盾もあり、これらも今後大きな課題となるのではないか。現場の声を聞きながら、この協議会としても、杉並の子ども達をどうサポートできるのか考えていきたい。

(2) 杉並区におけるいじめ防止対策等の取組について

教育相談
担当課長

お手元に資料の配付はないが、教育相談体制の再構築について説明する。本年4月に再構築した経緯として、近年、区立小・中学校における、いじめの認知件数や不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、その背景には要員の多様化・複雑化がある。また、いじめや不登校の各学校における初期対応の不備等により長期化・複雑化するケースがあった。これらの課題を解決するため、きめ細やかな専門的支援や適切な初期対応の充実が求められている。

新たな教育相談体制の基本的な考え方として2点の視点を重点としてきた。1点目は、より専門的視点から児童・生徒と保護者への支援、2点目は、各学校が適切な初期対応ができるよう支援することである。そのために、新たな教育相談体制として、これまで特別支援教育課が実施してきた教育相談及び不登校対策に関する業務と、済美教育センターが実施しているいじめ・不登校の相談業務を一体的に展開するために教育相談担当課を新設した。また、不登校の児童・生徒に対してどのような手立てがあるかについては、各学校から相談を受けて、教育相談担当課にいる心理士の資格を持つ不登校相談支援チームを案内している。昨年度末3月10日付の教育報において、区民の皆さまにも教育相談体制の再構築についてご案内した。今後も、各学校がいじめ・不登校に対してより適切な初期対応を行えるよう支援していきたい。

(資料説明)

統括指導
主事

○資料6、資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料7を説明した。

(質疑・意見等)

委員

杉並区いじめ防止対策推進基本方針のポイントは何か。

済美教育
センター
所長

いじめの重大事態に対する国のガイドラインが策定され、それを受けて区の基本方針にも重大事態への対応を盛り込み改定したものである。

委員

いじめ問題の解決という点で、背景にいじめる側、いじめられる側双方に自己肯定感の低さが関わっているのではないかとされている。現実的な対処の方法とは別に、どのように自己肯定感を育む考えなのか聞きたい。また、教育と福祉ということで、いじめの背景に家庭問題と福祉的な課題が潜んでいるのではないかと考えている。教育機関だけではなく、福祉的な立場で解決すべきところもあると思うが、そのあたりはどうなっているか。

統括指導
主事

1点目の自己肯定感については、学校では教育活動は学習指導要領に添って行われている。学習指導要領の改定により、「主体的・対話的で深い学び」を進める中で、多様化している社会における子ども達の様々な価値観に、やはり多様な方法で対応していかなければならないと考える。その中で、教育活動全体を通じて、子ども達の自己肯定感を高めていくということは大切なことであり、一人ひとりが自己に対しての達成感を味わえるような教育活動を行えるよう取り組んでいる。いじめ問題だけではなく、子ども達の成長において、自己肯定感はとても大切なものであると捉えている。

こども家
庭支援担
当課長

委員からのご指摘のように、いじめ問題の背景に子どもの家庭問題や福祉的な問題が潜んでいる場合があるという認識を持っている。子どもと家庭を地域の皆様との連携の中で支えていくことが重要と考えており、子ども家庭支援センターとしても、学校等関係機関と連携しながら、子どもと家庭を福祉の視点で支えていけるように

	<p>これからも取り組みたいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>資料6について、30年度の教育SATの対応実績が大幅に増加しているが、その理由はきめ細やかな対応をし始めたから、ということか。資料7において、「いじめ発見のきっかけ」で、「同級生からの相談・発見」というケースもあるかと思うが、それは「教職員等が発見」の項目に含まれるのか。同級生から教職員への相談の割合がどれくらいあるのか。また、「本人からの訴え」の割合が年度ごとで大きく差があり、特に中学生は差があるが、傾向の説明をお願いしたい。以前「こども調査」を行っていたかと思うが、もし今も調査を行っているなら、どれくらい自己肯定感の変化が起きているのか教えていただきたい。</p>
<p>統括指導主事</p>	<p>資料6 教育SATの対応実績の件数は、相談で入っている電話の件数である。同じ人が同じ案件で何度も電話を継続して掛けてきた場合、それぞれが累積される。問題が長期化していたらそれだけ件数も増えるため、それが理由である。 資料7「同級生からの相談・発見」については、「その他」に集計しており、「教職員等が発見」には含まれていない。「同級生からの相談・発見」の割具体的な割合は、手元に資料がないため分からない。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>調査の件について、おそらく区立学校で行われている区の学力調査の中の質問紙調査があるが、その中に「子ども達が自分をどうみつめているか」や「学校生活がどうか」という質問があり、以前の質問項目にあったのではないかと考える。アンケート調査は実施しており、手元にデータがなく申し訳ないが、自己肯定感や自分に対する見つめ方については、学年が上がることで、自分をよく見つめることができるようになると、肯定的な自己評価の数値は少しずつ下がっていく、という傾向はある。</p>
<p>委員</p>	<p>いじめの加害者・被害者に対し、専門家が心のケアを行った結果どうなったか、という成果があがったか、というのは何を見たらわかるのか。</p>
<p>統括指導主事</p>	<p>資料から読み取っていただくことはできない。</p>
<p>委員</p>	<p>現場の立場から、エビデンスはないにしても、普段の子どもの様子等を通じてお話できる事例等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、先ほどあった自己肯定感の質問について、杉並区が行っている特定の課題調査の中の意識調査に、自分のことが好きか、という項目がある。先日、調査結果の分析を行った。自己肯定感が高まっているのか、そうではないのか、というところが非常に重要だが、年度や学年により違いがあるのが実状である。経年変化を見ていく必要があり、それを学校が把握することも必要という認識である。 いじめに関しては、学期に一度アンケート調査を行っており、どの子がどういったことをされているかということの違いを子どもから答えさせる質問項目がある。そういったことも学校として把握しながら教育委員会事務局に報告している。 学校としては、いじめは人権侵害であると捉えて、指導していくことが大切である。からかいなど軽微なものもあるが、そういったいじめを解消させて、その後の人間関係をどう築くか、コミュニケーションのとり方を学ばせていく、それも必要であると考え。それがないと人と人とのコミュニケーションは難しい。ただ重篤ないじめに関しては、加害者・被害者双方に学校としても定期的に話を聞いており、また、保護者にも話を聞いている。そういったことがいじめ解消には必要である。いじめ問題で最も重要なのは初期対応である。教員側が意識を高め、アンテナを高く張る。子ども達が普段行っているじゃれあいの中でいじめにつながる事案でないか、</p>

	<p>という意識を高めることが学校現場で一番重要なことである。この意識を高めるためには、管理職も教職員も研修等を受けたり、子ども達にアンケートを行ったりしており、そういった取組を継続的に行うことが非常に大切と認識している。</p>
委員	<p>「いじめの重大事態」の定義は何か、教えてもらいたい。</p>
統括指導主事	<p>資料 6-3 「いじめ対応マニュアル」 13 ページに定義が記載されている。</p>
委員	<p>ある調査では、「いじめたことがある」と答えた人の割合、「いじめられたことがある」と答えた人の割合が、どちらも 87% で同数であった。暴力を伴ういじめではない軽微な事項については、昨日まではいじめていた人が翌日いじめられる側にまわる、といったことがあり、把握しづらい面もあると考える。暴力を伴ういじめについてはいじめる人のある程度、固定した人が行っているということもあり、早期発見で対応していただきたい。いじめの問題は、家庭や社会の背景がストレスとなり、子どもの表現としていじめに現れているという面もある。その背景もしっかり受け止めながら、対応していく必要があると考える。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(3) 今期の協議会の流れとテーマ設定について</div>	
児童青少年課長	<p>○資料 8 を説明した。</p>
委員	<p>事務局から、今期の青少年問題協議会の流れとテーマ設定についての説明があった。これまで当協議会は、報告事項に終始してきたところもあったが、今期の協議会としては、一つのテーマを深掘りし、提言のようなものを出したい、とのことである。テーマとしては「子どもの居場所のあり方について」ということで事務局提案があったが、ご意見等ある方はいるか。</p>
委員	<p>(一同了承) では、そのように決定する。</p>
委員	<p>(閉会) 本日の会議を閉会する。次回以降も、建設的で活発な意見をいただけるよう、よろしく願います。</p>